

「消えた年金」 被害者救済 第1次緊急対策

(消えた納付記録回復を一刻も早く)

- ◇ 一刻も早く、社会保険庁、市区町村が保管する、すべての厚生年金(原票、名簿)、国民年金(普通台帳、特殊台帳、被保険者名簿)の手書き納付記録と、コンピューターデータをつき合わせ、コンピューターデータを徹底的に訂正する。

以上の手法で、正しいコンピューターデータに訂正した上で以下の措置を取る。

(1億人緊急調査)

- ◇ 一刻も早く正しいコンピューターデータに訂正した上で、受給者・被保険者約1億人に加え、25年未満の納付で受給できない方にも、消えた年金記録の事例があることを注意喚起する文書とともに、分かり易い形で納付履歴一覧を送付し、緊急にチェックを求める。

(5000万件の統合)

- ◇ 未統合5000万件の納付記録のうち、「氏名」「生年月日」「性別」が、受給者・被保険者約1億人と合致する記録及び、合致すると推定される記録を取り出し、そのお一人、お一人に当該記録そのものを個別に、工夫してお示しし、確認を得る作業を実施する。その際、現在被害が発生している可能性のある受給者3000万人、65歳以上で納付が25年未満の受給できない40万人(基礎年金番号付番済み)の方々はもちろん、すべての被保険者も対象とする。

(台帳閲覧)

- ◇ 社会保険事務所ごと、市区町村ごとでバラバラに保管されている厚生年金・国民年金の手書き納付記録に、コンピューターで統一の索引簿を作り、自分の手書き記録をすぐに探し出し、直接、見ることが可能とする仕組みを作る。

(特例納付)

- ◇ 過去3回実施された国民年金特例納付(過去無期限にさかのぼって納付可能)での記録消失事例が相次いでいる。市区町村ごと、社会保険事務所ごとに保険料収納管理が異なっていたとの指摘もあり、当時の管理体制や当時の納付資料などを徹底的に精査し、消えた記録回復に取り組む。

(時効)

- ◇ 仮に受給者の記録回復がなされても、過去5年以前の受給額は時効で返ってこない。この時効規定を見直す。

(情報公開)

- ◇ 以上の緊急対策の実施状況、及び実施件数の進捗状況を随時公表するとともに、記録が回復された方の事例・件数・原因をすべて明らかにし、被害者救済に資する情報として蓄積・公開する。